

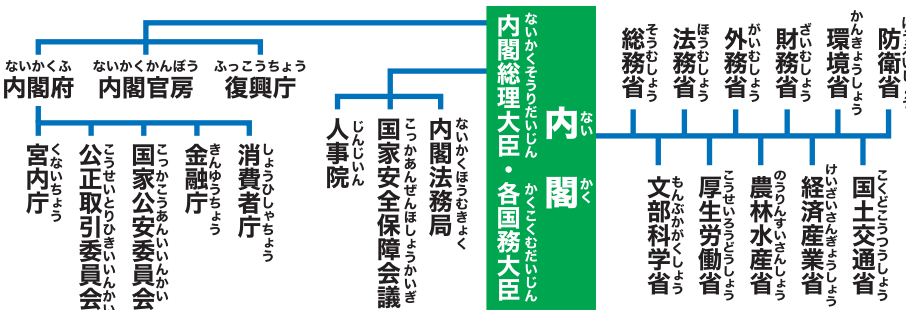


# すたぺンドリル 政治のしくみ 2

## ないかく 内閣

ないかく こっかい き ほうりつ よさん したが こくみん しごと  
内閣は、国会で決まった法律や予算に従い、国民のための仕事をします。  
ふ しょう ちよう こうせい さまざま やくわり わ  
府・省・庁などで構成されており、様々な役割に分かれています。

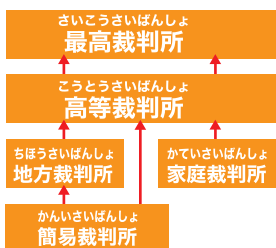
ないかく なに ほうりつ よさん したが ぎようせい おこな  
内閣では何をしているの？ ●法律や予算に従って行政を行う  
ほうりつあん よさんあん こっかい ていしゆつ がいこう おこな がいこく じようやく むす  
●法律案や予算案を国会に提出する ●外交を行う ●外国との条約を結ぶ



## さいばんしょ 裁判所

ひとびと あいだ あらそ はんざい お ばあい けんぽう ほうりつ  
人々の間に争いや犯罪が起きた場合、憲法や法律にもとづいて  
こうせい はんだん くだ かいけつ さいばんしょ  
公正な判断を下し、解決するのが裁判所です。

### さいばんしょ 裁判所のしくみとはたらき



さいばんしょ はんけつ ふまん ばあい じけん  
裁判所の判決に不満がある場合、1つの事件につき  
かい じようきゆう さいばんしょ うった  
3回まで上級の裁判所に訴えることができます。  
これを三審制といい、公正で慎重な裁判を  
おこなって、裁判の誤りを防ぎ人権をまもる目的  
があります。

さいばんいんせいど なに こくみん なか えら さいばんいん けいじさいばん さんか せいど  
裁判員制度って何？ ●国民の中から選ばれた裁判員が刑事裁判に参加する制度  
さいばんかん ゆうざい むざい ゆうざい けい ないよう はんだん  
●裁判官とともに有罪・無罪、有罪なら刑の内容を判断する

## にほんこく けんぽう 日本国憲法

くに き なか もっと たいせつ にほんこく けんぽう  
国の決まりの中で最も大切なものが日本国憲法です。  
にほん ほうりつ き けんぽう したが つく  
日本の法律や決まりはすべて、憲法に従って作られます。

# 日本国憲法の三原則

### こくみんしゅけん 国民が国の政治を決定する権利

にほんこくけんぽう ぜんぶん くに せいじ かた き ちから こくみん  
日本国憲法の前文に「国の政治のあり方を決める力は、わたしたち国民にある」とあります。これは、国の政治を最終的に決める権利(主権)が国民にあること、つまり国民主権(主権在民)の原則を示しています。  
こくみんしゅけん しゅけんざいみん げんそく しめ  
18歳以上の人に選挙権が与えられたり、選挙で選ばれた国民の代表が国の政治を行ったりするのは、この原則によるものです。

### きほんてきじんけん 基本的人権の尊重

- [1] 自由権: 思想・良心、信教、学問、表現、職業選択の自由など
- [2] 平等権: 差別的なあつかいを受けない権利
- [3] 社会権: 生存権(最低限度の生活をする権利)、教育を受ける権利など
- [4] 参政権: 選挙権、被選挙権など
- [5] 請求権: 裁判を受ける権利など

けんり ととも こくみん ぎむ さだ  
権利とともに国民の義務も定めています。  
●税金を納める義務 ●働く義務  
●子供に教育を受けさせる義務

### へいわしゆぎ 永久の平和を願い、戦争をしないという思想

へいわしゆぎ ないよう にほんこくけんぽう だい じよう さだ  
平和主義の内容は、日本国憲法第9条に定められています。

にほんこくみん せいぎ ちつじよ きちよう こくさいへいわ せいじつ ききゆう  
日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、  
こっけん はつどう せんそう ぶりよく いかくまた ぶりよく こうし  
国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、  
こくさいふんそう かいけつ しゅだん えいきゆう ほうき  
国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

